

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年3月30日付けで行った、請求人の子である〇〇さん（平成〇〇年〇〇月〇〇日生。以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

〇〇は、本児の特徴（客観的な自己認識に乏しく、時に妄想が膨らみ、学校、塾、部活、家族といった特定の対象に恐怖を抱き、そこから逃避する。逃避が行き過ぎると自傷行為に至る。）を認識しており、かつ、こうした特徴の治療は、思考に柔軟性がある若いうちに始めることで効果が期待できることも認識しておりながら、高校卒業まで治療を開始しないというのは責任回避のなものでもない。自分の子どもの治療をいつ始めるかは親権をもつ

親が判断すべきことであり、本児の将来に責任をとることのできない〇〇が判断するのは権利の濫用であり、自らの特徴に苦しんでいる本児に対してあまりにも無責任である。直ちに一時保護を解除し、請求人に治療に関する主体を回復してもらいたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 7月18日	諮問
平成30年 8月 7日	請求人から主張書面等の提出
平成30年 8月22日	審議（第24回第2部会）
平成30年 9月20日	審議（第25回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法26条1項は、児童相談所長は、相談に応じた児童又はその保護者について、必要があると認めるときは、法27条の措置を要すると認める者を都道府県知事に報告すること（法26条1項1号）等の措置を採らなければならない旨規定している。

法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による報告のあった児童につき、児童を児童養護施設等に入所させること（3号）等の措置を採らなければならない旨規定し、法

27条4項は、同条1項3号の措置は、原則として、児童に親権を行う者の意に反して、これを採ることができない旨規定している。

- (2) 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる旨規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる旨規定している。

なお、東京都知事は、法27条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

- (3) 「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付児発第133号厚生省児童家庭局長通知。なお、本通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言とされる。）第5章・第1節・1・(1)は、一時保護を行う必要がある場合について、「虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」（同イ）、「子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合」（同ウ）としている。

- (4) また、児童虐待防止法2条は、「児童虐待」とは、保護者が

その監護する児童について行う次に掲げる行為をいう旨規定し、1号に「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」を、4号に「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（中略）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」を掲げている。

そして、「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改訂版）」（平成25年8月23日雇児総発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知の別紙。なお、本通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言とされる。）第1章・1・(2)によれば、児童虐待防止法2条1号の行為は「身体的虐待」と定義され、「首を絞める、殴る、蹴る、叩く、…戸外にしめだす…などの行為。」などがこれに該当し、同4号の行為は「心理的虐待」と定義され、「子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。子どもの自尊心を傷つけるような言動など。配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。」などがこれに該当するとしている。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、担当者が実施した本児及び父母との面接等により、本児が当初の一時保護以前、家庭において父母から心理的・身体的虐待に該当する行為を受けていたこと、本件入所措置中に行われた本件外泊交流において本児に自殺企図があったこと、本件入所措置後も父母の諍いは継続していることを把握していたことが認められる。そして、このような事情のもと、本児が請求人宅に戻った場合、本児が請求人から再び虐待を受ける可能性があること、また、本児が再び父母の諍いに巻き込まれ精神的に不安定になり、自傷行為を行うおそれがあることは否定できなかつたといえる。

そうすると、処分庁が、請求人が本件入所措置の同意を撤回した後、本児の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、本児について、一時保護の必要性があると判断し、本児を一時保護したことについて不合理な点は認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、前記第3のとおり、自分の子どもの治療をいつ始めるかは親権をもつ親が判断すべきことであり、本児の将来に責任をとることのできない〇〇が判断するのは権利の濫用であり、自らの特徴に苦しんでいる本児に対してあまりにも無責任である、直ちに一時保護を解除し、請求人に治療に関する主体を回復してもらいたいと主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに基づいて適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張を採用することはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来